

市立四日市病院障害者活躍推進計画

令和2年4月

策定の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律が一部改正され、地方公共団体の機関における障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となる障害者雇用対策基本方針の一部が改正されました。

この基本方針に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう市立四日市病院障害者活躍推進計画を策定します。

これにより、障害者一人ひとりが、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、活躍の場が拡大されることを目指します。

市立四日市病院障害者活躍推進計画

機関名	市立四日市病院(四日市市病院事業)
任命権者	四日市市病院事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
障害者雇用に関する課題	<p>令和元年6月1日時点において法定雇用率を下回っているため、雇用率達成に向け、積極的な採用活動等の対策が必要となっている。</p> <p>採用に先立っては、病院の特殊性や体制に合わせた業務を適宜抽出し、障害者による実施体制の整備が必要となっている。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>○ 計画期間中における当該年度の6月1日時点での雇用率が法定雇用率を下回らない。</p> <p>(参考)令和元年6月1日時点の雇用率 1.80%</p> <p>○ 在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。</p> <p>(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>○ 離職者を出さないよう面談等のフォローを行う。</p> <p>(評価方法) 採用者の離職状況を分析する。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進するための体制整備	<p>○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○ 障害者職業生活相談員の選任及び総務課内に相談窓口の設置を行い、庁舎内掲示等により周知する。</p>

<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務選定・創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採用面談時に本人の要望や得意分野、障害特性等のヒアリングを十分に行い、配属部署や業務内容を検討する。 ○ 本人との面談や希望を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、新たな職務について検討する。
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採用後に職場への一般的な研修及び職員の特性に合った職場研修を行う。 ○ 職員の特性に合った休憩場所の提供を行う。 ○ 相談窓口への相談や関係機関との連携、定期的な面談を行うことによって、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。